

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年10月10日(火)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	26番	鈴木正夫	委員
27番	伊藤定夫	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
11件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
5件

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第5号 平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて
(別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

市産業振興課職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 29 年 10 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 27 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3 番塚本繁雄委員、4 番安藤幸春委員を指名
いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。
なお、本議案には、佐藤正剛委員が関係する事案が含まれておりますの
で、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限
により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に番号 2 番につい
て、事務局から議案の説明をお願いします。佐藤正剛委員は退席をお願い
します。

(佐藤正剛委員退席)

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 2 番は所有権移転に関する件であります。
【議案第 1 号、番号 2 番を議案書を基に朗読】

番号2番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

23番 　番号2番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われ
ます。

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番の
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」番号2番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

（佐藤正剛委員着席）

議長 　佐藤正剛委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3
条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案
の説明をお願いします。

事務局 　議案第1号の番号1番及び番号3番、4番は所有権移転に関する件、番
号5番は利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号2番を除き議案書を基に朗読】

番号2番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

20番 　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

26番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

4番 　　番号5番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番
を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」の番号2番を除き採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　　【議案第2号、番号1番から11番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までの譲受人は同一です。番号1番と3番は畑518
㎡を譲り受け建売分譲住宅2棟用地として、番号2番と4番は畑345.
25㎡の持ち分の2分の1を譲り受け、その他農地以外の土地36㎡と合

合わせた合計381.25㎡の区域を進入路用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。専用住宅用地として、畑271㎡を譲り受け、その他農地以外の土地36㎡と合わせた合計307㎡の区域で計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番と8番の譲受人は同一です。番号7番は畑238㎡を譲り受け、その他農地以外の土地42㎡と合わせた合計280㎡の区域を専用住宅用地として、番号8番は畑327㎡の内89.16㎡を借り受け、その他農地以外の土地111.24㎡と合わせた合計200.4㎡の区域を進入路用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番と10番の譲受人は同一です。農業用施設用地として畑2,376.84㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には、始末書が提出されております。

番号11番について、駐車場用地として、田722㎡と畑354㎡、計1,076㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いいたします。

26番 　番号1番から4番の申請者は同一で、市内で不動産業を営んでいます。番号1番と3番は建売分譲住宅2棟の建築用地として、番号2番と4番はそれに付随する進入路用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番と6番について、申請者は同一です。申請者は、妻の実家で生活していますが、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号7番と8番について、申請者は同一です。申請者夫婦は、市外の集合住宅で生活していますが、申請地を専用住宅と進入路用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

25番 　番号9番と10番の申請者は同一で、農産物の生産・加工業を営んでいます。

番号9番については、申請地周辺にある既存施設で業務に従事している従業員等の駐車場用地として計画するものです。

番号10番については、申請地を農機具保管施設及び駐車場、野菜集荷所用地として計画するものです。農地区分については、農業用施設用地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 番号11番について、申請者は申請地の近接地で建設業を営んでいますが、申請地を駐車場10台用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、5件でございます。

あっせん申出番号1番について、田18筆及び畑3筆を売買したいとのことです。

あっせん申出番号2番について、田17筆を売買または賃借したいとのことです。

あっせん申出番号3番について、田10筆を売買したいとのことです。

あっせん申出番号4番について、畑2筆を売買したいとのことです。

あっせん申出番号5番について、畑2筆を売買または賃借したいとのこ

とです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号2番及び3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、あっせん申出番号4番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、あっせん申出番号5番のあっせん委員に15番伊藤喜信委員、19番熱田幸子委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号2番及び3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、あっせん申出番号4番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、あっせん申出番号5番のあっせん委員に15番伊藤喜信委員、19番熱田幸子委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る10月5日、午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年9月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第4次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適切と思われまふ。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されまふよう御審議の程よろしくお願ひします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまふ。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることにお異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めまふ。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意

見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

2番 本件につきましては、去る10月5日、午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年9月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	11件
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	5件
議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第5号 平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成29年10月10日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。